平成２３年（フ）第１５８号
神奈川県藤沢市藤沢1019番地　メゾネット湘南Ｃ号室
債務者　澤　　修平
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７３号
神奈川県海老名市社家190番地の２　レオパレス301
債務者　材木　健太
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７５号
横浜市旭区市沢町178番地５
債務者　永冨　真帆
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７６号
神奈川県鎌倉市岩瀬844番地１
債務者　二宮理恵子（旧姓真藤）
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９６号
神奈川県大和市下和田262番地　いちょう団地60―505
債務者　岡　　京子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７号
岡山市北区楢津2484番地
債務者　吉信　一三
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７７７号
岡山市北区今岡595番地２
債務者　谷原　　功
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９４１号
岡山市中区今谷770番地１　特別養護老人ホーム恵風荘、住民票上の住所岡山市中区国富２丁目28番29号
債務者　中西　正光
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０５５３号
東京都大田区大森北５丁目15―７―101
債務者　野田　雄一
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月７日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２０６８号
東京都足立区西綾瀬４丁目13―４　ポラリス21―２Ｂ
債務者　胡摩窪啓司
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月７日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８３号
東京都東村山市野口町１丁目26番地28第２小山ハイツ303
債務者　古谷　真二
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０１号
東京都国立市矢川３丁目２番地の９エスポワール国立103
債務者　早津　元太
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３７６６号
横浜市中区錦町５番地　本牧ポートハイツ16号棟212号室
債務者　矢部　大介
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２３号
横浜市青葉区市ケ尾町424番地３　ＧＴガーデン市ケ尾102
債務者　酒井　良子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６０号
岩手県下閉伊郡岩泉町門字日影名目利88番地
債務者　中家　忠幸
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２３年（フ）第５７号
栃木県大田原市浅香４丁目3578番地54　石海第１コーポ102号
債務者　横山　憲一
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係